

固定資産

建物や備品などの固定資産を購入した場合、基本的には資産計上し、耐用年数に応じて減価償却を行なっていくこととなります。ただし、金額によっては費用処理が可能な場合もあります。また、中古資産を取得した場合の耐用年数や資本的支出など、実務上留意すべき事項が多くあります。今号では、固定資産に係る様々な取扱いをご案内致します。

1

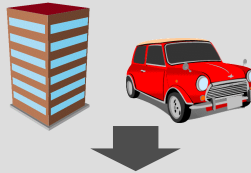
減価償却の必要性（導入）

PCやペンを購入した場合



費用処理
(消耗品費・事務用品費など)

建物や車両を購入した場合



資産計上
(建物・車両運搬具など)

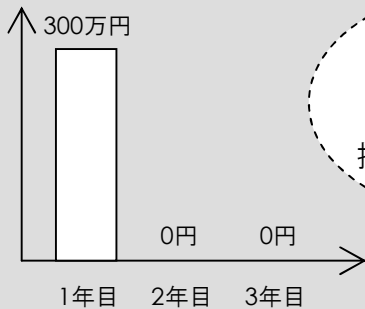
建物や車両は、
売掛金や貸付金のように、将来お金にならないのに資産計上するの？
PCやペンと一緒に使用するものなんだから『建物費』や『車両費』といった科目で費用処理すべきじゃないか！

2

減価償却の必要性（例示：3年間使用できる車両を300万円で購入した場合）

費用処理した場合

(費用)

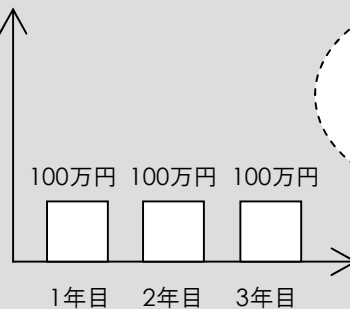


1年目のみ多額の費用が計上される！
→使用できる期間に按分されるべきでは？

資産計上し、減価償却した場合

(減価償却：資産を費用化する方法)

(費用)



使用する期間に応じ費用が配分される
→適正な期間損益計算ができる

3

減価償却の方法

定額法

毎期一定の減価償却費を計上する方法

(減価償却費)



減価償却費の損益に与える影響が
毎期一定

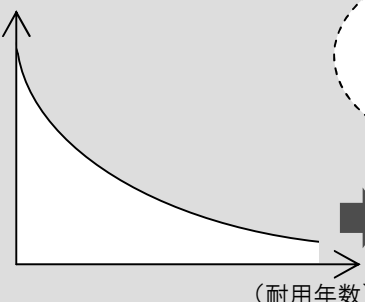
【税務上用いられる固定資産】
建物、ソフトウェア、
商標権 など

(耐用年数)

定率法

毎期、減価償却費が一定の割合で減少する方法

(減価償却費)



減価償却費の損益に与える影響が
取得当初は大きく、
徐々に減少する

【税務上用いられる固定資産】
附属設備、機械、車両、
器具備品 など

(耐用年数)

4

耐用年数

減価償却は、その固定資産の使用可能期間に基づいて行うべきです。この期間を耐用年数といいます。

ただし、過度に短い耐用年数を見積り、計算された減価償却費を損金として認めてしまうと、不当に税金を減少させることとなります。そこで、税法では固定資産ごとに耐用年数を定めています(法定耐用年数)。

5

中古資産の耐用年数

法定耐用年数の全部を経過している場合

➡ 法定耐用年数×20%(1年未満切捨、最低2年)

法定耐用年数の一部を経過している場合

➡ 法定耐用年数－経過年数×80%(上記と同じ)

6

30万円未満の固定資産

	少額の減価償却資産	一括償却資産	中小企業者の少額減価償却資産
金額	1～99,999円	100,000～199,999円	100,000～299,999円
対象	全ての法人	全ての法人	大法人に支配されていない 資本金1億円以下で 従業員1,000人以下の法人
処理	全額損金算入可	法定耐用年数に関わらず 3年間で償却できる	全額損金算入可
留意点	使用可能期間が1年未満のものは金額に関わらず該当	月割償却なし。また、除却した場合でも3年間で償却する	年間合計300万円を超える場合は、 超える部分について要資産計上
	通常1単位として取引される単位ごとに金額判定を行う。 ex) 応接セット：テーブル+椅子の合計金額で判定する		

7

修繕費と資本的支出

固定資産の修繕や改良に要した費用は、次のチャートに基づき、修繕費(費用処理)か資本的支出(資産計上)かが判定されます。



8

土地

土地は、建物や備品と異なり、使用に伴って価値が減少しない(=減価しない)資産と考えられるため、減価償却の対象となりません(非減価償却資産)。

9

留意点

固定資産の取得は、支出があつたにも関わらず、同時期に費用が計上されません。従って、キャッシュ・フロー及び課税リスクに留意する必要があります。

10